

平成16年11月29日

(照会先)

社会保険庁運営部医療保険課適用・徴収対策室

室長補佐 杉山(内線3602)

適用対策専門官 松下(内線3608)

電話(代表)03-5253-1111

(直通)03-3595-2756

## 適用事業所に該当しなくなった場合の届出の適正化に 向けた取組について(実施結果・1次報告)

標記については、本年中(平成16年1月1日から平成16年9月30日まで)に届出られた全喪届について、地方社会保険事務局長に対する平成16年9月24日付事務連絡によって、喪失原因、添付書類、実地調査の有無等について総点検を実施したところである(参考参照)が、その実施結果(1次報告)及び概要については別紙のとおりである。

なお、現在調査を実施している6,160件については、調査が完了次第、結果を公表する予定である。

## 全喪届の処理状況等について（全国計）

## 1. 処理件数等（対象：平成16年1月1日受付～平成16年9月末日受付）

合計		全喪の原因				
全喪届処理（提出）事業所数		解散	休業	合併	認定全喪	その他
39,673		16,538	8,594	3,465	1,412	9,664
添付書類の種類	雇用保険適用事業所廃止届事業主控の写	4,934	1,588	460	22	1,140
	解散登記の記載がある登記簿謄本の写	4,981	87	836	14	116
	法人税・消費税異動届の写又は給与支払事務所等の廃止届の写	1,597	502	865	82	147
	休業等の確認ができる情報誌、新聞等の写	1,742	728	191	191	61
	事業廃止等を議決した取締役会議事録の写	6,027	1,970	3,219	213	11
	その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類	16,129	3,423	2,644	1,683	1,303
保険料関係	全喪時に滞納となっていた保険料無	31,415	13,430	5,904	3,398	8,320
	全喪時に滞納となっていた保険料有	8,258	3,108	2,690	67	1,344

全喪届処理（提出）事業所数 = + + + + + = +

## 2. 全喪時の被保険者数（対象：上記1の事業所）

被保険者数	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11～20人	21人以上	合計
事業所数	16,600	7,427	3,645	2,236	1,306	2,944	1,729	1,990	37,877

全喪年月日が資格喪失年月日である被保険者

## 3. 実地調査等の実施件数（対象：上記1の事業所のうち添付書類のない事業所及び滞納事業所等、調査が必要と判断したもの）

	合計	事業所への立入	事業所外部からの確認	その他（文書の送付等）
実地調査等を実施した事業所数	4,581	1,092	1,896	1,593

## 4. 実地調査等の結果（対象：上記3の事業所）

	合計	全喪取消	新規適用	未対応（調査継続中）
適正な届出を確認	4,313			
事業を継続又は再開等	47	4	8	35
再調査が必要	221			

## 5. 今後、実地調査等が必要である事業所数

6,160 事業所

上記1のうち、主に、で第三者の確認がない等により、あらためて調査が必要としたもの。（上記3で実地調査等を実施したものを除く。ただし、ト

<sup>1</sup>記4で再調査が必要とされたものを含む。)

## 実施結果の概要

### 1 処理件数等

#### (1) 全喪届処理(提出)事業所数

39,673件(平成16年1月1日~平成16年9月30日)

#### (2) 全喪の原因(主な事由)

- ・ 解散 16,538件 約42%
- ・ 休業 8,594件 約22%
- ・ その他 9,664件 約24%

「その他」の主なものは、次の理由によるもの。

- ・ 郵政公社の郵便局の非常勤職員等の管理がブロックに統合されたことによるもの。  
( 郵政公社の正規職員は、共済組合加入。)
- ・ 常時使用される者(被保険者)が0人となったことから適用事業所でなくなったもの。
- ・ 任意適用事業所が認可を受けて適用事業所でなくなったもの。

#### (3) 添付書類(主な事由)

- ・ 雇用保険適用事業所廃止届事業主控の写 8,144件 約21%
- ・ 解散登記の記載がある登記簿謄本の写 6,034件 約15%
- ・ 事業廃止等を議決した取締役会議事録の写 6,027件 約15%
- ・ その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類 16,129件 約41%

「その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類」の主なものは、破産決定通知書、営業譲渡契約書、合併関係書類、医療法人の廃止届、個人事業主の死亡届等。

### 2 全喪時の被保険者数

全喪時の被保険者数欄における事業所数(37,877件)と前記1全喪届処理(提出)事業所数(39,673件)との差は、全喪の原因が、常時使用される者(被保険者)が0人となったことから適用事業所でなくなった事業所である。

### 3 実地調査等の実施件数及び結果

4,581件(今回の総点検に伴い報告時までには実施したものを含む。)

#### (1) 4,313件(約94%)は適正な届出であること確認した。

#### (2) 事業を継続又は再開等を確認した件数は47件であり、そのうち4件については全喪取消、8件については新規適用を行っている。

なお、未対応となっている35件については、常時使用される者(被保険者)の有無等について現在調査中である。

#### (3) 再調査が必要な件数は221件であり、今後調査することとしている。

### 4 今後、実地調査等が必要である事業所数

「事業廃止等を議決した取締役会議事録の写」及び「その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類」等、第三者の確認がない等により、あらためて実地調査が必要と判断した「6,160件」については、現在調査を実施している。

平成16年9月24日

## 適用事業所に該当しなくなった場合の届出の 適正化に向けた取組について

標記については、昨年4月から、適用事業所に該当しなくなった場合の届出（いわゆる全喪届）を法令上位置付けるとともに、その受付に際して、適用事業所に該当しなくなった事実を証明する書類の添付を義務づけるなど、厚生年金保険からの違法な脱退の防止対策の徹底を図っているところである。

さらに、昨年11月に、解散や休業を理由とする全喪届を受け付けるに際しての事務処理方法については、届出に添付された書類で全喪届の原因について確認するとともに、事業を継続している疑いがある事業所に対して実地調査を行うこと等を内容とする通知を発送したところである。

しかしながら、全喪届が提出されているにもかかわらず、事業を継続している事業所があるとの通報があったことから、全喪届に係る事務処理の適正化を進めるにあたり、今般、本年中（平成16年1月1日から平成16年9月30日まで）に届け出られた全喪届について、喪失原因、添付書類、実地調査の有無等について総点検を実施し、平成16年10月20日までに別添様式により報告するよう、地方社会保険事務局長あて求めることとした。

提出期限：平成16年10月20日

事務局名

## 全喪届の処理状況等について

1. 処理件数等（対象：平成16年1月1日受付～平成16年9月末日受付）

合 計		全 喪 の 原 因				
全喪届処理（提出）事業所数		解 散	休 業	合 併	認定全喪	その他
添 付 書 類 の 種 類	雇用保険適用事業所廃止届事業主控 の写					
	解散登記の記載がある登記簿謄本の 写					
	法人税・消費税異動届の写又は給与 支払事務所等の廃止届の写					
	休業等の確認ができる情報誌、新聞 等の写					
	事業廃止等を議決した取締役会議事 録の写					
その他適用事業所に該当しなくなっ たことを確認できる書類						
保 険 料 関 係	全喪時に滞納となっていた保険料無					
	全喪時に滞納となっていた保険料有					

全喪届処理（提出）事業所数 = + + + + + = +

2. 全喪時の被保険者数（対象：上記1の事業所）

被保険者数	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11～20人	21人以上	合 計
事業所数									

全喪年月日が資格喪失年月日である被保険者数

3. 実地調査等の実施件数（対象：上記1の事業所）

	合 計	事業所への立入り	事業所外部からの確認	その他（文書の送付等）
実地調査等を実施 した事業所数				

4. 実地調査等の結果（対象：上記3の事業所）

	合 計	全喪取消	新規適用	未 対 応
適正な届出を確認				
事業を継続又は再開等				
再調査が必要				

5. 今後、実地調査等が必要である事業所数（対象：上記1の事業所。上記4で「再調査が必要」としている事業所を含む。）

\_\_\_\_\_ 事業所

当該事業所にかかる実地調査等の結果については、調査終了後速やかに（平成16年11月20日までを目途）上記「3. 実地調査等の実施件数」及び「4. 実地調査等の結果」に準じて報告されたい。